

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業  
(先端技術の効果的な活用に関する実証) 公募要領

1 事業の趣旨

Society5.0の時代において求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術を効果的に活用することが必要である。「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。

2 委託内容

(1) 先端技術を活用した教育の質の向上に関する実証

実証地域において、教育の質の向上に向け効果的に作用すると考えられる先端技術を導入し、先端技術の効果的な活用方法の検証や、導入・活用に係るノウハウや留意点等を整理するとともに、先端技術の活用によるデータの収集及びその活用について実証を行うこと。

活用する先端技術については、以下に示すテーマ①②のどちらに該当するか整理の上、実証を行うこと。

①AI・ビッグデータ（センシングを含む）

教育の質の向上に必要な情報を可視化するとともに、AI技術等を活用し、課題等に対する指導事例・対策案のレコメンドなどを行う。

【①の場合の留意点】

- ・学校現場のニーズや解決したい課題を踏まえ、AI、センシングなどの先端技術を積極的かつ効果的に活用すること。
- ・目的に応じたデータの収集を行い、収集したデータの分析手法及びその活用方法を明確にして実証を行うこと。
- ・先端技術の活用によるデータ収集のみならず、自治体・学校が従来から蓄積していたデータも合わせて活用し、ビッグデータ的に解析を行い、その結果・傾向を踏まえた実証を行うこと。
- ・児童生徒の教育データの連携方法や、データの蓄積・管理・安全な流通方法に関する先進的な取組について検討を行うこと。

②AR・VR等、その他のソリューションの活用

各教科等の学習内容に紐付けることにより、学びを充実するためのAR・VR等、その他のソリューションの活用などを行う。

【②の場合の留意点】

- ・AR・VRを活用する場合は、各教科等の指導において、AR・VRの活用が効果的な学習内容・指導場面を明らかにするとともに、効果的なコンテンツの在り方について

実証を行うこと。

#### 【①②共通の留意点】

- ・先端技術を導入することで、学校や学びをどのように変容させたいのかを具体的に描くこと。
- ・実現可能性を考慮し、導入・開発する先端技術を焦点化すること。
- ・どのような場面でどのように活用するのかを明確にすること。
- ・教育データの取得を必要とする先端技術の利活用については、教員の業務負担軽減の観点を踏まえることとし、特に、活用するデータの収集・入力等について、日々のデータを自動的に蓄積するなど、教員や児童生徒の過度な負担とならないよう留意すること。
- ・先端技術の活用場面・頻度等、発達段階に応じた最適な活用となるよう留意すること。
- ・先端技術を活用する際に留意すべき点を整理できるようにすること。

#### (2) (1) の実施による効果の検証

本事業を実施するに当たり、先端技術活用の効果を検証するため、児童生徒や教員に対して事業実施前後の変容に関する効果測定を行うこと。その際、アンケートによる意識調査等の主観的な調査だけでなく、数的評価と質的評価を併用するなど、より客観的な効果検証となるようその指標や検証方法について具体的に提案すること。

#### 〈検証（質的評価）の考え方〉

- ・先端技術を開発する場合は、どのような点に留意すべきかを検証すること。
- ・先端技術を活用した指導についてどのような点に留意すべきかを検証すること。
- ・先端技術を効果的に活用するためにはどのような諸条件が必要かを明らかにすること。
- ・児童生徒の学びや教師の指導がどのように変化するか 等。

#### (3) 情報通信技術等に関する検証

本事業を実施するに当たり、ICT 機器やネットワーク環境の構築・運用の技術的な条件・経費について、事業の進捗状況と合わせて必要な情報を記録するとともに、他の教育委員会が参考となる情報通信技術に関する検証を行うこと。なお、検証に要する情報などは文部科学省の求めに応じて提出すること。

### 3 受託の要件

#### (1) 事業の委託先

委託先は次のとおりとする。

- ①事業実施期間を通じて、その設置する複数の学校において連携して実証を実施することが可能である、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を有する都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会
- ②法人格を有する団体
- ③任意団体

ただし、③に該当する団体については、次のアからエまでの要件を全て満たすこととする。

(ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。

(イ) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

(ウ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

(エ) 団体等の本拠としての事務所を有すること。

## (2) 実証環境の要件

以下の①②の全ての要件を満たすこと。

① 1実証地域当たり4校程度の学校において実証研究を行うこと。(詳細は3.(3)参照)

② 実証の実施に必要な各種システム、通信環境(外部接続環境、校内LAN環境等)、情報端末等について、円滑な提供・運用が確保されること。また、必要な運用サポート、研修等の機会が確保されており、これまでの実績等に照らして活発な利用が見込まれること。

## (3) 実施体制

### ① 実証校の設置

受託者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校のうち、可能な限り同一学校種間での比較・分析ができるよう実証校を指定すること。また、各実証校における取組は、原則として複数の学級を実証の対象とし、各実証地域において比較・分析可能な体制とすること。

### ② 関係機関との連携

受託者は、以下の関係機関との連携体制を構築すること。

- ・実証対象となる学校を設置する教育委員会
- ・先端技術を提供・開発する事業者
- ・教育学等に精通し、実証を構想・支援する高等教育機関等の有識者

### ③ 実証研究委員会の設置

受託者は、事業実施に当たり、実証校に対して適切な支援・監督等を行うための実証研究委員会を設置し、事業の円滑な実施に必要な体制を整えること。

実証研究委員会の委員は、教育委員会及び実証校の校長及び事業担当者、2.事業内容に関する有識者等から構成するものとする。

## (4) 提出する成果物等

### ① 成果報告書(製本及び電子媒体)

- ・部数 30部
- ・規格 A4判タテ カラー(電子媒体はWordファイルで提出すること)
- ・提出期日 令和3年3月予定
- ・提出先

(郵送先) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課 学習情報係 宛

(電子メール) [jogai@mext.go.jp](mailto:jogai@mext.go.jp)

※ 提出形式、期日等の詳細は、事業推進委員会と別途協議の上で決定する。

② 民間委託事業者において取りまとめる報告書等に掲載する資料

詳細は、事業推進委員会と別途協議の上で決定する。

(5) 留意事項

① 本事業で想定するアウトプットの方向性

- ・ 先端技術の活用が主目的とならないよう、「将来の学校像」における先端技術の位置づけを明確にし、学校における教育の質の向上に資することを第一主眼とすること。(最先端技術の活用に主眼を置きすぎた結果、学校が抱える課題の解決及び教育の質の向上につながらないということにならないよう留意すること)。

② 事業の研究状況等の報告

連絡協議会、成果報告会等に代表者が参加し、進捗の状況を報告するとともに、事業推進委員会からの指導助言を受け、取組の改善を図ること。

※ 連絡協議会は3回程度、成果報告会は1回を予定。

③ 調査やアンケート等の実施

本事業に関連するものとして、文部科学省が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力すること。なお、この調査等のデータについては、その目的の範囲内で、文部科学省において状況の分析等に用いることができるものとする。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 企画提案書（事業計画書等）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は、別添様式で定める「事業申請書、事業計画書及び経費計画書（別添様式2-1、2-2、2-3）」とする。受託者が、事業の実施過程において、事業計画書に記載された委託事業の内容または経費の内容を変更するときは、事業計画変更承認申請書（別添様式3）を文部科学省に提出し、その承認を受けること。

また、再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類、経費計画書（再委託先）（別添様式4-1、4-2）を文部科学省に提出し承認を受けること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

また、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

## (2) 提出部数

- 正本を1部と副本10部を併せて提出すること。いずれも片面印刷とする。
- 書類は製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。
- 提出書類は返却しない。

## (3) 提出方法

書類の提出は、以下に示す①電子メール及び②郵送等とする。必ず①、②両方の方法で提出すること。なお、ファクシミリによる提出は不可とする。

### ① 電子メール

- Word、一太郎又はExcelファイルにて作成した事業計画書のファイルを添付の上、送信すること。
- メールの件名は以下のとおりとすること。  
【提出】(機関名)：『先端技術の効果的な活用に関する実証 事業申請書』
- ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

### ② 郵送等(郵便、宅配便等)

- 書類は片面印刷で製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。
- 封筒に以下のとおり朱書きすること。  
『先端技術の効果的な活用に関する実証 事業申請書在中』
- 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

## (4) 提出先

### ① 電子メール

[jogai@mext.go.jp](mailto:jogai@mext.go.jp)

### ② 郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2  
文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 学習情報係 宛  
TEL：03-5253-4111 (内線3263)

## (5) 提出締切り

令和2年7月8日(水) 17時必着(電子媒体及び紙媒体)

## (6) 質問の受付

- ・ 団体名、担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、質問内容を明記の上、令和2年7月1日（水）までに（4）の電子メールアドレスに送信すること。
- ・ 審査に関する質問については受け付けない。
- ・ 公開期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等にかかわる重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

## (7) その他

- ・ 事業計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業計画書等については、返却しない。
- ・ 公募締切日後の企画提案書（事業計画書）等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

## 6 事業期間、事業規模及び採択件数

事業期間：令和2年度～令和3年度（2か年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：1委託先につき、上限1700万円程度とする。

採択件数：4～6地域程度

※採択件数は審査委員会が決定する。

※経費の積算については、「各経費項目についての留意事項」（別紙）を参照すること。

※事業規模の上限額を前提に計画を立てること。

※各年度同程度の事業規模の上限額を前提に計画を立てること。ただし、採択後において、各年度の予算の状況により、次年度の予算額が変動する可能性があることに留意すること。

## 7 選定方法等

(1) 選定方法 以下の①により選定するが、必要に応じて②を行う場合がある。

### ①書類選考

技術審査委員会にて、提出された事業計画書を書類選考する。

### ②オンラインによる面接選考

技術審査委員会にて、必要に応じて企画提案者に対する面接選考を実施する。

※文部科学省は、技術審査委員会において委託先候補を選定した後、当該委託候補の提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な決定を行う。必要に応じて計画の見直し等を要請することがあるので留意すること。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、修正した事業計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

8 スケジュール（予定）

- ・ 公募締切 令和2年7月8日（水）
- ・ 審査 令和2年7月中旬～下旬
- ・ 採否通知 令和2年7月下旬～8月上旬
- ・ 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日までとする。

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

9 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること（契約期間外の支出は認められない）。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先に対して周知すること。

10 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

11 その他

この他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとし、事業実施に当たっては契約書を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があるので、留意すること。

- ・ 事業申請書、事業計画書及び経費計画書
- ・ 委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書